

## 2015年度第9回通常総代会開催および役員選挙についてのお知らせ

2015年5月11日

生活クラブ生活協同組合

現在、生協で理事会運営を担っている理事・監事は、第7回の通常総代会において組合員より選出され、今年の第9回通常総代会において2年の任期満了となります。このため今年6月15日開催の総代会は役員改選期にあたっております。

定款により、役員選挙に関する「公告」を行い、役員改選に関する規定等についてお知らせいたします。

### 公 告

生活クラブ生活協同組合  
第9回通常総代会役員選挙管理委員長

生活クラブ生活協同組合 定款第20条（役員選挙）ならびに、役員選挙規約第4条（選挙の公告）に基づき役員選考に関してお知らせいたします。

#### 記

- ◆ 今回改選の役員の定数  
全体区 選出理事4名  
ブロック（地区）選出区 選出理事6名  
全体区 選出監事2名 とします。
- ◆ このうち、ブロック（地区）選出区での役員選考委員会の名簿に推薦されることを希望される方は、役員選考委員会あてに申し出てください。  
（申し出の方法） 役員選考委員会への推薦の申し出書を提出ください。  
（申し出の期間） 2015年5月14日（木）～5月20日（水） 午後6時必着

#### ○ 定款

（役員選挙）

第20条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

（2項以下は省略）

#### ○ 役員選挙規約（立候補に関する制約事項部分です）

第5条 生協法の規定により役員になることができない者のほか、以下の者は役員候補者として登録することができない。

1（未成年者） 2（被補助人） 3（破産手続き開始の決定を受け、復権していないもの）

第6条 （但し書より前の部分を省略）

但し、公告のあった日の前月の末日において、組合員であった者でなければ立候補できない。